

様式第2号（第5条第2項）

袖ヶ浦市道路アダプトプログラム合意書

袖ヶ浦市道路アダプトプログラム参加団体（者） _____
（以下「参加団体等」という。）及び袖ヶ浦市長（以下「市長」という。）は、袖ヶ浦市道路アダプトプログラムについて下記のとおり合意します。

記

- 1 活動の場所（別紙図面のとおり）
路線名 袖ヶ浦市 地先から 袖ヶ浦市 地先まで
延長 キロメートル
- 2 活動の期間（最長3年まで。終了日はなるべく年度末（3/31）としてください。）
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 参加団体等の活動（予定する活動を選択してください。）
 - 1 清掃作業
 - 2 除草作業
 - 3 道路環境美化のための草花の植栽及び管理に係る作業
 - 4 道路施設状況の巡視（前3号に掲げる作業に伴う巡視に限る。）
 - 5 その他市長が認めるもの（ ）
- 4 市長の役割
 - （1）燃料等の支給
 - （2）ボランティアに係る保険への加入
- 5 参加団体等は、合意した活動の実施に当たり、十分注意して作業を行います。
- 6 参加団体等は、市長が指定するボランティアの活動中の活動者の傷害・賠償責任等について補償する保険に加入し、当該団体又は参加者の責任において活動します。
- 7 参加団体等が、合意書に基づく活動により第三者に損害を及ぼした場合は、参加団体等がその損害を賠償します。

- 8 参加団体等は、未成年者を中心に袖ヶ浦市道路アダプトプログラムを実施する場合には、成人の保護者又は監督者が参加するようにします。
- 9 参加団体等は、合意した活動の実施に当たり、交通の障害とならないよう十分注意するとともに、参加者の安全確保に努めます。
- 10 参加団体等は、初年度は合意書を取り交わした後速やかに、その後年度毎の活動開始前までに年間活動計画書を市長に提出します。
- 11 参加団体等は、翌年度4月末までに実施状況報告書を市長に提出します。
- 12 市長は、参加団体等が、合意の解除を申し出た場合又は次に掲げる場合には、本書による合意を解除することができることとします。
- (1) 参加団体等が道路に関する法令に違反した場合
 - (2) 参加団体等が本書に記載した活動を行わなかった場合
 - (3) 参加団体等が(1)、(2)のほか袖ヶ浦市が管理する道路の管理に支障がある活動その他の袖ヶ浦市道路アダプトプログラムの趣旨に反する行為を市長の要請に反して中止しない場合
- 13 袖ヶ浦市道路アダプトプログラムの実施に当たり、本書に定めのない事項については、参加団体(者)市長が協議のうえ決定します。

上記の合意を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印し、各自その1通を保存します。

年 月 日

参加団体(者) 住所
名称
代表者 印

袖ヶ浦市 住所 印